

平成27年8月27日

平成27年第5回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第45号	平成26年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第46号	平成26年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第47号	平成26年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第48号	平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第49号	平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第50号	平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第51号	平成26年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第52号	宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	8
議案第53号	宮代町手数料条例の一部を改正する条例について	12
議案第54号	町の区域を変更することについて	14
議案第55号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	16
議案第56号	平成27年度宮代町一般会計補正予算(第3号)について	17
議案第57号	平成27年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	18
議案第58号	平成27年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	19
議案第59号	平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	20
議案第60号	平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	21
議案第61号	平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	22
議案第62号	平成27年度宮代町水道事業会計補正予算(第1号)について	23

議案第45号

平成26年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成26年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計9億8,545万5,437円、歳出合計9億1,288万1,941円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第46号

平成26年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成26年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を  
付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計43億  
422万8,271円、歳出合計42億3,550万2,285円とすることにつ  
いて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第47号

平成26年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成26年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計24億8,510万4,234円、歳出合計23億409万3,403円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第48号

平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計3億7,993万9,620円、歳出合計3億7,790万4,475円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第49号

平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計8億7,826万41円、歳出合計8億5,870万2,313円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第50号

平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,662万7,002円、歳出合計5,157万4,743円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。



議案第51号

平成26年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成26年度宮代町水道事業会計利益の処分及び平成26年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

平成26年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金16億5,609万8,493円のうち15億6,780万2,214円を資本金に、500万円を減債積立金に、500万円を利益積立金に、7,829万6,279円を建設改良積立金に積み立てるとともに、平成26年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入8億3,864万2,594円（税抜き）、収益的支出7億5,034万6,315円（税抜き）、資本的収入2,629万6,030円（税込み）、資本的支出1億8,074万3,383円（税込み）とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第52号

宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、宮代町個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町個人情報保護条例（平成11年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 個人情報の利用及び提供(第12条・第13条)」を「第4章 保有個人情報の利用及び提供(第12条―第13条)」に、「第5章 個人情報の開示及び訂正等の請求等(第14条―第24条)」を「第5章 保有個人情報の開示及び訂正等の請求等(第14条―第24条)」に改める。

第2条に次の3号を加える。

- (5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用し、又は提供するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第11条の2中「、「当該業務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。））」とあるのは「当該指定管理者」と、第11条中「受託者」とあるのは「指定管理者」と、「実施機関から受託した事務（以下「受託事務」という。））」とあるのは「公の施設の管理業務」と読み替えるものとする。」を「、「当該業務の委託を受けたもの」とあるのは「当該指定管理者」と、第11条第1項中「実施機関から個人情報取扱事務に係る業務を受諾したもの」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「前項の受託業務」とあるのは「指定管理者が行う当該指定に係る業務」と読み替えるものとする。」に改める。

「第4章 個人情報の利用及び提供」を「第4章 保有個人情報の利用及び提供」に改める。

第12条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項中「個人情報の利用」を「保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の利用」に、「個人情報の提供」を「保有個人情報の提供」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第12条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利

用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 実施機関は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有特定個人情報の利用目的以外の目的のための当該実施機関の内部における利用を特定の部局又は組織に限るものとする。

(特定個人情報の提供の制限)

第12条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第13条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第2項中「実施機関が保有する個人情報」を「保有個人情報」に改める。

「第5章 個人情報の開示及び訂正等の請求等」を「第5章 保有個人情報の開示及び訂正等の請求等」に改める。

第14条中「当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報」を「当該実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報」に改め、同条第4項第2号中「(当該代理行為に関し、法律により職務上の守秘義務を有する者に限る。)」を削る。

第18条第1項中「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

第19条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第1項第2号中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第21条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 何人も、実施機関が第6条第1項から第3項までの規定に違反して自己情報を収集したと認めるとき、番号法第20条の規定に違反して自己の特定個人情報を収集し、若しくは保管していると認めるとき又は番号法第28条の規定に違反して作成した特定個人情報ファイル(一定の事務の目的を達成するため、特定の保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように又は氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。)に自己の特定個人情報が記録されていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該自己情報若しくは自己の保有特定個人情報の停止又は消去を請求することができる。

- 3 何人も、実施機関が第12条第1項の規定に違反して自己情報の目的外利用等をしていると認めるとき、第12条の2第1項及び第2項の規定に違反して自己の保有特定個人情報を利用していると認めるとき、第12条の3の規定に違反して保有特定個人情報を提供していると認めるとき又は第13条第2項の規定に違反して保有個人情報の外部提供をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の提供の停止を請求することができる。

第23条第2項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(保有個人情報の提供先への通知)

第23条の2 実施機関は、前条第2項の規定により保有個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第24条に次の1項を加える。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、公文書の写しの交付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第32条第1項中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第2条 宮代町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第12条の2第2項中「利用目的以外の目的のために保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この項及び次項において同じ。)」を加える。

第21条第2項中「規定に違反して自己情報」の次に「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第23条の2中「当該保有個人情報の提供先」の次に「(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))」を加える。

第32条第1項中「他の法令等」の次に「(番号法附則第6条第5項に規定する情報提供等記録開示システムに係るものを除く。)」を加える。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は番号法附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

議案第53号

宮代町手数料条例の一部を改正する条例について  
宮代町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、宮代町手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町手数料条例の一部を改正する条例

第1条 宮代町手数料条例（平成18年宮代町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第45号を第46号とし、第11号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

（11）個人番号の通知カードの再交付 1件につき 500円

第6条第1項第2号及び第3号に次のただし書を加える。

ただし、第2条第1項第11号に掲げる事務の手数料を除く。

第2条 宮代町手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号及び第11号を次のように改める。

（10）個人番号の通知カードの再交付 1件につき 500円

（11）個人番号カードの再交付 1件につき 800円

第6条第1項第2号ただし書及び第3号ただし書中「第11号」を「第10号及び第11号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

議案第54号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宮代町内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

東武動物公園駅西口土地区画整理事業に伴い、町の区域の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第260条第1項の規定により、この案を提出するものである。



別 紙

変 更 調 書

中央一丁目に編入する区域

中央二丁目175の4、176の1、176の5、177の3、177の5、  
178の3、179の3、180の3、180の5、181の2、208の4、  
208の6、208の7、209の3、679の1、680の1、681の1、  
681の3、中央三丁目161の7、161の8、171の2、172の2、  
173の2、174の3及びこれらの区域に介在する道路である町有地の一部

(平成27年7月1日調査)

議案第55号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字中180番地
- 2 氏 名 稲山貞幸
- 3 生年月日 昭和49年1月18日  
平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

現人権擁護委員である稲山貞幸氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

平成27年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について  
平成27年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。  
平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済費負担金率の改定等に係る人件費補正、前年度繰越金の確定並びに国県負担割合の決定に伴う国民健康保険特別会計への繰出金の増等に伴い、平成27年度宮代町一般会計予算に3億2,996万1,000円を追加し、総額を93億4,704万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

平成27年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
平成27年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

前期高齢者交付金等の交付決定及び国や県の交付金等の超過交付による返還金が生じたことに伴い、平成27年度宮代町国民健康保険特別会計予算に385万8,000円を追加し、総額を46億6,201万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第58号

平成27年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
平成27年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

前年度繰越金の確定並びに国県負担金及び社会保険診療報酬支払基金交付金の精算等に伴い、平成27年度宮代町介護保険特別会計予算に1億8,171万6,000円を追加し、総額を25億6,725万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第59号

平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について  
平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり  
提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済費負担金率の改定等に係る人件費補正並びに一般会計繰  
出金の確定等に伴い、平成27年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に123万  
1,000円を追加し、総額を3億9,861万4,000円とすることについて、  
地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第60号

平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり  
提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の人事異動、共済費負担金率の改定及び標準報酬制への移行並びに前年度繰越金及び消費税額の確定に伴い、平成27年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に3,859万3,000円を追加し、総額を9億3,487万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第61号

平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について  
平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の共済費負担金率の改定及び標準報酬制への移行並びに前年度繰越金の確定に伴い、平成27年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に497万4,000円を追加し、総額を5,679万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。



議案第62号

平成27年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について  
平成27年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。  
平成27年8月27日提出

宮代町長 榎本和男

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済費負担金率の改定等に伴い、平成27年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち営業費用を814万3,000円減額し、総額を7億4,765万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。